

平成 1 5 年 度

厚生労働省関係 地方交付税 経費別単位費用積算基礎

(保健所関係抜粋)

第三款 衛 生 費

第一項 単位費用算定基礎

第一 単位費用算定の概要

- 1 衛生費の測定単位は「人口」である。
- 2 標準団体の行政規模は、人口1,700,000人、保健所数11と想定している。
なお、標準団体には、指定都市、中核市及び保健所設置市はないものと想定している。
- 3 単位費用は、標準団体における一般財源所要額を10,461,001千円と見込み、6,150円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 細節「保健所費(保健所)」において、職員数の見直しを行ったこと。
- 2 骨髓提供者登録受付業務、精神障害者社会適応訓練事業、精神医療適正化対策(精神医療審査会報告書)及び臓器移植推進事業について、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化により必要となる経費を措置したこと。
- 3 (中央)医療安全センターの運営のために必要となる経費を措置したこと。
- 4 産業廃棄物処理関係経費(不法投棄対策)に係る措置を充実したこと。
- 5 国民健康保険保険者支援制度の創設に伴い必要となる経費を措置したこと。

第三 行政事務内容

細 目	細 節	行 政 事 務 内 容	根 拠 法 令
1. 保健所費		(1) 保健所の運営に関する事務	地域保健法
		(2) 保健所の行う結核予防に関する事務	結核予防法
		(3) 保健所の行う事務で他の細節に属さない事務	
2. 感染症等対策費	感 染 症 等 対 策 費	(1) 感染症予防に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		(2) 感染症患者の入院措置に関する事務	〃
		(3) 感染症指定医療機関に関する事務	〃
		(4) 結核予防に関する事務	結核予防法
		(5) 結核患者の入院措置に関する事務	〃
		(6) 狂犬病予防に関する事務	狂犬病予防法
3. 母子保健費	母 子 保 健 費	未熟児の訪問指導及び養育医療給付に関する事務	母子保健法

4. 精神保健費	精神保健費	(1) 地方精神保健福祉審議会に関する事務 (2) 精神障害者の医療及び保護等に関する事務 (3) 精神保健福祉センターに関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 〃 〃
5. 衛生研究所費	衛生研究所費	衛生研究に関する事務	
6. 生活衛生指導費	(1)生活衛生等指導取締費	(1) 生活衛生(水道を含む。)取締及び指導に関する事務 (2) 食品関係営業許可取締に関する事務 (3) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する事務 (4) 家庭用品の衛生監視に関する事務 (5) 建築物等の環境衛生の指導に関する事務 (6) ねずみ族昆虫駆除に関する事務	旅館業法、興行場法、公衆浴場法、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地、埋葬等に関する法律、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、水道法 食品衛生法 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	(2)廃棄物処理対策費	(1) 廃棄物処理対策に関する事務 (2) 分別収集の促進に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
7. 医薬費	(1)医療行政費	医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、病院、診療所、助産師、医師類似行為取締に関する事務	医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、診療放射線技師法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、死体解剖保存法、医療法、臓器の移植に関する法律
	(2)県立病院等費	(1) 県立病院会計への繰出 (2) へき地医療に関する事務 (3) 救急医療に関する事務	
	(3)看護師・保健師・助産師費	保健師、助産師、看護師の試験、免許、養成に関する事務	保健師助産師看護師法
	(4)薬事行政費	(1) 薬局等の登録許可及び取締等に関する事務 (2) 地方薬事審議会に関する事務 (3) 麻薬中毒者対策に関する事務 (4) 地方献血運動促進に関する事務	薬事法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法、薬剤師法

8. 衛生諸費	衛 生 諸 費	(1) 健康づくり推進に関する事務 (2) 調理師の試験、免許等に関する事務 (3) 製菓衛生師の試験、免許等に関する事務 (4) 専門的な栄養改善指導、栄養士に関する事務 (5) 口腔衛生に関する事務 (6) 都道府県技術吏員講習に関する事務 (7) 母体保護に関する事務	調理師法 製菓衛生師法 栄養士法、栄養改善法 母体保護法
9. 国民健康保険医療助成費	国民健康保険医療助成費	(1) 保険基盤安定事業に関する事務 (2) 高額医療費共同事業に関する事務 (3) 国民健康保険広域化等支援基金造成のための一般会計からの繰出	国民健康保険法

第四 標準団体行政規模

項 目	行 政 規 模
人口	1,700,000人
保健所	11カ所
衛生研究所	1カ所

第五 職員配置

(単位 人)

細 目	細 節	課 長	職 員 A	職 員 B	計
1. 保 健 所 費	(本 庁)	—	10	7	342
	(保 健 所)	11	183	131 (△11)	
2. 感 染 症 等 対 策 費	感 染 症 等 対 策 費	1	12	3	16
3. 母 子 保 健 費	母 子 保 健 費	—	2	—	2
4. 精 神 保 健 費	精 神 保 健 費	—	6	1	7
5. 衛 生 研 究 所 費	衛 生 研 究 所 費	1	26	3	30
6. 生 活 衛 生 指 導 費	(1) 生 活 衛 生 等 指 導 取 締 費	1	95	8	104
	(2) 廃 棄 物 処 理 対 策 費	—	15	7	22
7. 医 薬 費	(1) 医 療 行 政 費	1	9	2	12
	(2) 県 立 病 院 等 費	—	8	—	8
	(3) 看 護 師 ・ 保 健 師 ・ 助 産 師 費	—	13	5	18
	(4) 薬 事 行 政 費	—	12	4	16
8. 衛 生 諸 費	衛 生 諸 費	—	4	—	4
9. 国 民 健 康 保 險 医 療 助 成 費	国 民 健 康 保 險 医 療 助 成 費	—	—	—	—
合 計	合 計	15	395	171	581

第六 単位費用算定の基礎

経常経費

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (A)÷ 1,700,000 人 円
			国庫支出金	使用料 手数料	計		
1.保健所費		3,056,010	18,572	—	18,572	3,037,438	1,787
2.感染症等対策費	感染症等対策費	959,491	423,743	—	423,743	535,748	315
3.母子保健費	母子保健費	186,282	61,952	—	61,952	124,330	73
4.精神保健費	精神保健費	2,028,266	961,966	—	961,966	1,066,300	627
5.衛生研究所費	衛生研究所費	344,596	16,231	10,683	26,914	317,682	187
6.生活衛生指導費	(1)生活衛生等指導取組費	1,035,689	7,564	206,340	213,904	821,785	483
	(2)廃棄物処理対策費	260,802	—	27,645	27,645	233,157	137
7.医薬費	(1)医療行政費	125,178	—	4,798	4,798	120,380	71
	(2)県立病院等費	1,674,538	237,241	—	237,241	1,437,297	845
	(3)看護師・保健師・助産師費	498,244	114,324	34,908	149,232	349,012	205
	(4)薬事行政費	152,734	6	28,299	28,305	124,429	73
8.衛生諸費	衛生諸費	78,123	—	13,637	13,637	64,486	38
9.国民健康保険医療助成費	国民健康保険医療助成費	2,168,663	67,530	—	67,530	2,101,133	1,236
10.給与改善費		—	—	—	—	—	—
11.追加財政需要額		127,824	—	—	—	127,824	75
合計		12,696,440	1,909,129	326,310	2,235,439	10,461,001	6,150
内訳	給与改善費	4,886,762	—	—	152,527	4,734,235	2,785
	追加財政需要額	127,824	—	—	—	127,824	75
	その他	7,681,854	1,909,129	326,310	2,082,912	5,598,942	3,293

第二項 標準団体行政経費積算内容

経常経費

細目	1 保健所費		
----	--------	--	--

(総括表)

区分	本庁	保健所		合計
		11	カ所	
歳出	千円 234,515	千円 2,821,495	千円 —	千円 3,056,010
歳入	18,572	—	—	18,572
差引一般財源	215,943	2,821,495	—	3,037,438

細目	1 保健所費	細節	(本 庁)
----	--------	----	-------

歳 出

経費区分	経費	積算内容
給与費	千円 133,120	(衛生共通職員2人含む)
需用費等	101,395	地域保健医療等推進事業(1/2・1/2)等(結核予防及び精神保健対策を含む) 42,334千円 その他 59,061千円
歳出計 a	234,515	

歳 入

科目	金額	積算内容
国庫支出金 b	千円 18,572	地域保健医療等推進事業費等

差引一般財源

a - b	215,943千円	
-------	-----------	--

細目	1 保健所費	細節	(保 健 所)
----	--------	----	-----------

歳 出

経費区分	経費	積算内容
給与	千円 2,597,468	(公害担当11人及び保健師111人を含む)
報酬	12,108	保健所運営協議会委員報酬 1,884千円 結核審査協議会委員報酬 6,207千円 感染症診査協議会委員報酬 1,377千円 産休保健師 2,640千円
需用費等	198,790	骨髓提供者登録受付業務費(三位一体の改革に伴う一般財源化分) 756千円 医療安全相談センター運営費 16,171千円 その他(医師研究調査費、検査補助等アルバイト賃金、医師謝金及び備品購入費等を含む) 181,863千円
委託料	13,129	管理委託等
歳出計	2,821,495	

(以下 略)

保健所長に必要な資質

- * 地域住民の暮らしと安全を守る熱意を持っている人
- * 幅広く総合的に考えられる人
- * コーディネーターとしての能力の高い人
- * 異なった専門職の人達を尊敬し、チームを組める人
- * 具体的な提言を行い、実行するために率先して行動できる人

秦 の意見

「原則は医師とする。ただし、上記の要件を備えた人材の確保が不可能な場合には、確保できるまで、上記の要件を備えた他の専門職を当てることを可とする。」

同時に、国に対しては意欲があり、保健所長にふさわしい能力を備えた医師の養成を急ぐように要望する。

保健所長に関する聞き取り

- ・ 都市部は充足できるかもしれないが、地方では能力と意欲があつて、医師資格を持っている人材の確保がむずかしい。
- ・ 意欲的な所長もいるが、やる気がなくてほとんど機能していない所長がいるのも事実。その場合には直接県から人を派遣して問題に対処している。
- ・ アメリカでは公衆衛生の資格だけでもあれば OK で、医師資格があればなお結構ということになっている。資格よりも意欲と能力が大切。
- ・ 医師の資格を持っているが、コーディネート能力がないため保健所が一体として機能することがむずかしいところがある。
- ・ 地理的に 50 キロも離れている保健所の長を兼務しているのでは十分に仕事ができない。所員が頑張つて仕事をこなしているのが実情だ。
- ・ 保健と福祉を一体化させているところで、長は福祉系で医師が次長というケースがあつた。どうしても医師の判断が必要なときには、全体としては部長が責任をとるのだが、その部分に関してのみ次長にまかせることでうまくいったという。
- ・ 若い医師達は必ずしも「トップでなければ保健所職員にならない」といった考えは持っていない。チームの一員としてみんなで行っていきたいと言う人に何人か出会つた。
- ・ 地域住民の健康と安全を守る意欲と能力を持っている優秀な専門職が増えてきた。
- ・ 児童相談所長が最近の児童虐待の増加を受けて、資質面で非常に厳しい要件をもうけられるようになった。保健所長も同様に厳しい要件をつける必要があるのではないか。